

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
WEB 会議ならびに研修の運用に関するガイドライン

本会が主催する WEB 会議ならびに研修はオンラインサービス ZOOM を利用します。
参加申込にあたって、下記事項について確認および同意を前提とします。

1. 視聴環境

視聴いただくために、必ず ZOOM のウェブサイトにて視聴可能であることを確認のうえ参加ください。

2. 免責事項

参加者は、下記の各条項に定める事項に起因または関連して生じた一切の損害について、本会がいかなる賠償責任も負わないことあらかじめ同意ください。

- ・WEB 会議ならびに研修にかかる映像、画像、テキスト、音声または関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下総称して「コンテンツ」という）に関する著作権は、講師、本会、その他の著作権者（以下総称して「著作権者」という）に帰属します。
- ・コンテンツは、WEB 会議ならびに研修の視聴用途のみにて利用ください。
- ・コンテンツの複製（ダウンロードのほか、静止画でのキャプチャ取得等を含む）、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等は、目的の如何を問わず、かたくお断りします。
- ・コンテンツを、著作権者の許諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、講師等の肖像権等を侵害する行為になります。
- ・参加者が使用する PC 環境、インターネット回線、配信プラットフォームの状況等が視聴環境を満たしているか確認ください。かかる環境次第では、コンテンツの映像が途切れまたは停止する等、正常に視聴できないことがあります。なお、本会は視聴にあたっての技術的な問い合わせにつきましては回答いたしません。
- ・WEB 会議ならびに研修に関するサービス（以下総称して「サービス」という）の提供についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- ・本会は、システムの過負荷・不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、停電、通信障害、不正アクセス、ZOOM の仕様変更・不具合・停止等、本会の責によらない不可抗力に基づく事由により参加者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

3. ご利用条件

- ・WEB 会議ならびに研修で提供される情報については、参加者自身の判断、責任において使用してください。WEB 会議ならびに研修での提供情報に関連して、参加者等が不利益等を被る事態が生じたとしても、本会および講師は一切の責任を負いません。
- ・コンテンツについては、本会および講師はできる限り正確に作成するよう努めておりますが、その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。コンテンツにより提供した情報

の採否は参加者の判断で行ってください。また、万一、参加者等が不利益等を被る事態が生じても本会、主催機関及び講師は一切責任を負うことができません。

- ・本会が、相当と判断した場合には、サービスの提供を予告なく打ち切ることがあります。

4. 禁止事項

- ・参加者は、以下の各号のいずれかに該当、または該当すると本会が判断する行為をしてはならないものとします。
- ・参加者の行為が各号いずれかに該当すると判断した場合は、参加者への事前の通知なしに、配信停止、中断または中止、その他本会が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

- (1) サービスを不正の目的をもって利用する行為
- (2) WEB 会議ならびに研修を全部又は一部を問わず第三者に提供する行為
- (3) WEB 会議ならびに研修の録音、録画、撮影、その他複製行為
- (4) 同時に二台以上のデバイスでサービスを利用する行為
- (5) サービスの運営・維持を妨げる行為
- (6) サービスの信用を毀損する行為
- (7) ZOOM サービス規約に違反する行為
- (8) 他の参加者様又は第三者になりすます行為
- (9) 参加者と雇用関係又はそれに類する関係にある者以外にサービスを利用させる行為
- (10) 本会が予定していない態様にてサービス内で宣伝、広告、勧誘又は営業をする行為
- (11) 犯罪に関連する行為
- (12) 公序良俗に反する行為
- (13) 所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (14) 本会、他の参加者様、又は第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
- (15) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- (16) 前各号の行為を参加者が行うことを看過する行為
- (17) その他、本会が不適切と判断する行為

附則

このガイドラインは、令和3年1月1日から施行する。